

# 第1回桑名市入札調査委員会 事項書

開催日時 平成23年10月28日(金)

午後3時00分～

場 所 桑名市役所3階第2会議室

## 1. 開会

## 2. 協議事項

(1) 内部調査の結果報告について

(2) 最低制限価格制度の検証結果報告について

## 3. 最低制限価格制度の見直し案について

## 4. その他

# 調査結果報告書

平成23年10月28日  
桑名市入札調査委員会  
事務局 契約監理課

## ○内部調査について

1. 調査の目的：最低制限価格制度の検証、見直しを行うにあたり、事業者の積算内容を把握するため工事内訳書の積算内容の点検を行う。
2. 調査の対象：現在の最低制限価格制度である中央公契連モデルに変更した、平成21年度から本年度入札執行済みの建設工事365件の中から、最低制限価格と同額落札の案件224件を抽出し、更に、最低制限価格にて単独で落札した案件、複数の業者によるくじ引きにて落札した案件を中心に、1業者に偏ることなく満遍なく61件（延べ291業者）の抽出を行った。
3. 調査日：平成23年10月18日～平成23年10月25日
4. 調査の結果：別紙のとおり

### 【桑名市】

- ・桑名市積算額と概ね同額の案件も多く見受けられることから、中央公契連モデルが浸透し、業者の積算能力が向上しているものと考えられる。
- ・土木工事はどの工種も大きく乖離していないことから、比較的積算し易いと思われる。
- ・建築工事に係る直接工事費の7割近くは、桑名市積算額と大きく乖離していないことから、直接工事費は概ね妥当に積算されており、残りの共通仮設費等の経費で金額調整しているものと思われる。

### 【建設業協会】

- ・桑名市積算額と乖離していることについて建設業協会に確認したところ、「中央公契連モデルにより最低制限価格を算出した時点では、桑名市積算額と一致しているが、入札価格に見合った内訳を作成する時点で、事業者の特質、例えば、資機材等を多く保有している事業者においては、直接工事費を大きく削るなどの対応をとっている。」とのご意見をいただきました。

## ○最低制限価格制度の検証について

1. 検証の目的：現在の最低制限価格制度について検証を行い、必要に応じて見直しを行うことを目的とする。
2. 検証の方法：工事担当課長及び三重県建設業協会桑員支部から、現在の最低制限価格制度についての意見交換を行った。
3. 現状と課題：下記のとおり

現在の制度	0.8↑
中央公契連モデル（平成 20 年度モデル）	0.7421
(例：土木工事 直接工事費*0.95+共通仮設費*0.9+現場管理費*0.6+一般管理費*0.3 建築工事 直接工事費*0.90+共通仮設費*0.9+(直接工事費*0.1+現場管理費)*0.6+一般管理費*0.3)	
※予定価格は事前公表、最低制限価格は万円止めとしている。	

### 【桑名市】

- ・品質確保として
- ・中央公契連モデルは国推奨の最低制限価格算出方法であり全国的に多く採用されている。
- ④中央公契連モデルは他の自治体においても最低制限価格と同額落札が多い現状である。
- ④最低制限価格を事後公表としていることで、業者から職員への接触が懸念される。
- ④予定価格を事前公表としていることで、入札価格が最低制限価格に集中している。
- ・くじ引きによる落札候補者の決定が多く、本来の競争性が確保されていない。

### 【建設業協会】

- ④最低制限価格は事前に漏れないような制度を構築する必要がある。個人モデルの問題
- ④予定価格は事後公表とし積算能力のある業者が報われるような制度を望む。

#### ・業者案(1)

中央公契連モデルの現場管理費率を 0.60~0.80 の範囲でくじ引きにて決定し、ここで得られた現場管理費を基に、中央公契連モデルで算出された価格を最低制限価格とする。また、予定価格は事後公表とする。

なお、現場管理費率のくじ引きは、全入札参加者の面前にて実施する。

#### ・業者案(2)

中央公契連モデルにて算出した価格を失格基準価格とし、この価格を下回る者は失格とする。

次に、失格基準価格以上、予定価格の範囲内で応札のあった入札価格の低い方から 6 割を抽出し、その平均価格をもって最低制限価格とする。また、予定価格は事後公表とする。

## 工事内訳書点検結果

単位：者（カッコ内は％）

点検項目	積算内容（乖離率）	土木工事	建築工事	その他工事
直接工事費	桑名市積算額の 3%未満	134 (54.6)	11 (24.4)	0 (0.0)
	// 3%以上10%未満の額	71 (29.0)	20 (44.5)	0 (0.0)
	// 10%以上30%未満の額	32 (13.1)	14 (31.1)	0 (0.0)
	// 30%以上の額	8 (3.3)	0 (0.0)	1 (100.0)
	その他の不備等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小計	245 (100.0)	45 (100.0)	1 (100.0)
共通仮設費	桑名市積算額の 3%未満	101 (41.2)	7 (15.6)	0 (0.0)
	// 3%以上10%未満の額	44 (18.0)	2 (4.4)	0 (0.0)
	// 10%以上30%未満の額	46 (18.8)	5 (11.1)	1 (100.0)
	// 30%以上の額	54 (22.0)	31 (68.9)	0 (0.0)
	その他の不備等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小計	245 (100.0)	45 (100.0)	1 (100.0)
現場管理費	桑名市積算額の 3%未満	145 (59.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
	// 3%以上10%未満の額	20 (8.2)	7 (15.6)	0 (0.0)
	// 10%以上30%未満の額	40 (16.3)	11 (24.4)	1 (100.0)
	// 30%以上の額	40 (16.3)	27 (60.0)	0 (0.0)
	その他の不備等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小計	245 (100.0)	45 (100.0)	1 (100.0)
据付間接費	桑名市積算額の 3%未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	// 3%以上10%未満の額	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	// 10%以上30%未満の額	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	// 30%以上の額	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	その他の不備等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小計	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
設計技術費	桑名市積算額の 3%未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	// 3%以上10%未満の額	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	// 10%以上30%未満の額	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	// 30%以上の額	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	その他の不備等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小計	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
一般管理費	桑名市積算額の 3%未満	121 (49.4)	1 (2.2)	0 (0.0)
	// 3%以上10%未満の額	30 (12.2)	3 (6.7)	0 (0.0)
	// 10%以上30%未満の額	26 (10.6)	10 (22.2)	0 (0.0)
	// 30%以上の額	68 (27.8)	31 (68.9)	1 (100.0)
	その他の不備等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小計	245 (100.0)	45 (100.0)	1 (100.0)

注1) 「桑名市積算額」とは、桑名市が設計した工種ごとの積算額を中央公契連モデルに算入した金額をいう。

注2) 「その他の不備等」とは、工事内訳金額が記載されていないなどの不備をいう。

## 最低制限価格制度の見直し案

①

案	予定価格	最低制限価格(算定方式)	算定方法
現行	事前公表	中央公契連モデル (事後公表) ②	① 中央公契連モデル(平成20年度モデル)にて算出した価格を最低制限価格とする。
1	事前公表	中央公契連モデル (事前公表) ②	① 中央公契連モデル(平成20年度モデル)にて算出した価格を最低制限価格とする。(現在と同様)
2	事前公表	中央公契連モデル +変動型(増減調整) ③ ④	① 中央公契連モデル(平成20年度モデル)にて算出した価格を最低制限価格の算出基本価格とする。 ② 増減調整率をくじ引きにて決定する。 ③ ①で算出した基本価格に、②で得た増減調整率を乗じて得た価格を最低制限価格とする。
3	事後公表	中央公契連モデル (事後公表)	① 中央公契連モデル(平成20年度モデル)にて算出した価格を最低制限価格とする。(現在と同様)
4	事後公表	中央公契連モデル +変動型(現場管理費) H20~H25	① 開札時に中央公契連モデルの現場管理費率をくじ引きにて0.60~0.80の範囲内で決定する。 ② ①で得た現場管理費率を中央公契連モデルに代入し、そこから算出された価格を最低制限価格とする。
5	事後公表	中央公契連モデル +変動型(入札価格)	① 中央公契連モデル(平成20年度モデル)にて算出した価格を失格基準価格とする。 ② 失格基準価格以上、予定価格の範囲内で、入札価格の低い方から6割を抽出し、その平均価格をもって最低制限価格とする。

1~5  
①~④ + 項目のメリット・デメリットを提出する

(55)